

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 基山町
 本事業の担当部局名 定住促進課

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援		
個別事業名	基山町結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~ 平成32年3月31日		
所要見込額 ※ (注) 1	4,800 千円	補助率: 1/2	(交付金所要額: 2,400 千円)
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注) 2	<p>基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、JR基山駅を中心に徒歩15分圏内で全てが揃うコンパクトシティという本町の特性を、最大限に活かした積極的な定住人口増対策を基本的な方向性としており、「住まいるプロジェクト」と「町内住み替え等の推進による定住促進プロジェクト」を両軸として構成している。取組み内容としては、住まいるプロジェクト中、④子育て・若者世帯の住宅取得補助、⑥新婚世帯家賃補助、⑦町外居住者のうち福岡都市圏への通勤通学者をターゲットにした住宅情報の提供を行うこととし、町内住み替え等の推進による定住促進プロジェクト中では、②暮らしに関わる情報発信による町内住み替え希望者等に対する相談の強化の取組みを行うこととしている。</p> <p>現在、④として住宅の購入費に対する支援、⑥として住宅の賃料に対する支援（平成30年度事業終了）を行っており、それに加えて、本事業は、婚姻に伴う新生活を支援する事業として位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注) 3 国費を活用した事業開始年度：平成30年度 1 住宅賃借費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅賃借費用（敷金、礼金及び仲介手数料）に対する支援を行う。 ※町単独事業の前記⑥新婚世帯家賃補助は賃料のみに対する支援であり、本事業は、敷金、礼金及び仲介手数料に対する支援を行うもの。 2 引越費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越費用に対する支援を行う。 【積算根拠】 16件（支給見込世帯数）×30万円（補助上限額）×1/2（補助率）=2,400千円 ・16件については、30年度の本事業における支給見込世帯数より積算。 ※8件（30年度支給見込世帯数）×12か月（31年度事業期間）÷6か月（30年度事業期間）=16件 なお、30年度支給実績は期待値を下回るが、31年度から新たに、不動産業者や引越業者に対しチラシ配架等について協力いただくほか、本町婚活支援事業の一環として作成するパンフレットに本事業を掲載するなど、広報活動を強化していくこととしており、31年度においては期待値を達成すると見込んでいる。 〈基山町独自要件〉 ・住宅賃借費用の対象費目については、敷金、礼金及び仲介手数料に限る。		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 4	・支給世帯実績/支給見込世帯数の割合: 100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」: 70% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」: 70%	
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 5	〈参考指標〉 婚姻件数: 67件(H29)⇒80件(H31)	

<p>・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 6</p>	<p>不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等について協力いただき、幅広く対象世帯に情報を提供する。</p>
<p>・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注) 7</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)</p>
<p>・委託契約の有無及び契約方式 ※(注) 8</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無</p> <hr/> <p>□①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式</p> <p>□③随意契約[事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]</p>
<p>・システム等導入に係る管財部局の確認 ※(注) 9</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有(取組名:) □無 □有の場合の担当部局:</p>

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。